

神奈川県警察職務倫理・業務適正化委員会設置要綱の制定について

(平成 17 年 6 月 8 日例規第 34 号 / 神監発第 713 号)

改正 平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号 平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号

平成 27 年 5 月 26 日例規第 23 号神監発第 463 号 平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号

平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察職務倫理・業務適正化委員会設置要綱を制定し、平成 17 年 6 月 9 日から施行することとしたので、実効の上がるよう特段の配慮をされたい。

おって、神奈川県警察職務倫理委員会設置要綱の制定について(平成 12 年 9 月 8 日 例規第 35 号、神監発第 541 号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察職務倫理・業務適正化委員会設置要綱

第 1 設置

警察本部に神奈川県警察職務倫理・業務適正化委員会(以下「本部職務倫理・業務適正化委員会」という。)を、警察本部各部の分課及び附置機関、市警察部、相模方面本部、サイバーセキュリティ対策本部、警察学校並びに警察署に所属名を冠した職務倫理・業務適正化委員会(以下「所属職務倫理・業務適正化委員会」という。)を置く。

第 2 任務

1 本部職務倫理・業務適正化委員会

職務倫理、服務及び業務運営に係る問題点を抽出し、その具体的かつ効果的な改善方策を総合的に検討して、職務倫理の徹底、服務及び業務運営の適正化に資することを任務とする。

2 所属職務倫理・業務適正化委員会

本部職務倫理・業務適正化委員会の任務に準じて、職務倫理、服務及び業務運営に係る問題点を抽出し、所属の実情に即した具体的かつ効果的な改善方策を総合的に検討することにより、職務倫理の徹底、服務及び業務運営の適正化に資することを任務とする。

第 3 構成

1 本部職務倫理・業務適正化委員会

(1) 本部職務倫理・業務適正化委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長は警務部長を、副委員長は警務部監察官室長をもって充てる。

(3) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 総務部総務課長

- イ 総務部広報県民課長
- ウ 警務部警務課長
- エ 警務部教養課長
- オ 生活安全部生活安全総務課長
- カ 地域部地域総務課長
- キ 刑事部刑事総務課長
- ク 刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課長
- ケ 交通部交通総務課長
- コ 交通部運転免許本部運転免許課長
- サ 警備部公安第一課長
- シ 警務部警務課企画室長
- ス 横浜市警察部副部長のうち、委員長が指名する者
- セ 川崎市警察部副部長
- ソ 相模原市警察部副部長
- タ 相模方面本部副本部長のうち、委員長が指名する者
- チ サイバーセキュリティ対策本部副本部長
- ツ 警察学校副校長

2 所属職務倫理・業務適正化委員会

- (1) 所属職務倫理・業務適正化委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は各所属の長(以下「所属長」という。)を、副委員長及び委員は委員長が指定した者をもって充てる。

第4 運営

1 本部職務倫理・業務適正化委員会

- (1) 委員長は、原則として四半期に1回本部職務倫理・業務適正化委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) (1)にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、随時、本部職務倫理・業務適正化委員会を招集することができる。
- (3) 委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、本部職務倫理・業務適正化委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、本部職務倫理・業務適正化委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に指示する。

2 所属職務倫理・業務適正化委員会

- (1) 所属職務倫理・業務適正化委員会は、原則として月1回開催するものとする。

- (2) (1)に定めるもののほか、所属職務倫理・業務適正化委員会の運営に関して必要な事項は、各所属の実情に応じ、委員長が本部職務倫理・業務適正化委員会に準じて定めるものとする。

第5 検討結果の報告

1 本部職務倫理・業務適正化委員会

委員長は、本部職務倫理・業務適正化委員会で検討した結果のうち必要があると認められた事項については、警察本部長に報告するものとする。

2 所属職務倫理・業務適正化委員会

委員長は、所属職務倫理・業務適正化委員会で検討した結果のうち必要があると認められた事項については、警務部長(警務部監察官室長経由)に報告するものとする。

第6 研究部会

1 設置

本部職務倫理・業務適正化委員会に、研究部会を置く。

2 任務

研究部会は、本部職務倫理・業務適正化委員会から付託された課題及び本部職務倫理・業務適正化委員会に提出する課題の調査・研究を行う。

3 構成

- (1) 研究部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- (2) 部会長は、委員長が指名する職員をもって充てる。
- (3) 部会員は、本部職務倫理・業務適正化委員会を構成する副委員長及び委員の所属の警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員のうち、それぞれ当該所属長が指名する者をもって充てる。

4 運営

- (1) 部会長は、必要に応じて研究部会を招集し、会務を総理する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 報告

部会長は、研究部会を開催したときは、速やかに調査・研究結果を本部職務倫理・業務適正化委員会に報告するものとする。

第7 事務担当者連絡会議

- (1) 委員長は、本部職務倫理・業務適正化委員会を開催するに当たり、事前に議題に関する説明又は検討が必要と認めるときは、警務部監察官室室長代理(監察担当)に事務担当者連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催させることができる。
- (2) 連絡会議は、本部職務倫理・業務適正化委員会を構成する副委員長及び委員の所属の企画若しくは庶務又は指導を担当する警部の階級にある警察官により構成する。

この場合において、当該所属に該当する警察官がないときは、当該所属長が指名する者をもって充てるものとする。

第8 庶務

本部職務倫理・業務適正化委員会、研究部会及び連絡会議の庶務は、警務部監察官室において処理する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 27 年 5 月 26 日例規第 23 号神監発第 463 号)

附 則(平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)